

## 公務災害の現況(令和5年度認定分)及び アドバイザー（専門家）の派遣事業について

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 調査研究課

### 第1 はじめに

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会(以下、「当協会」という。)では、地方公務員の安全と健康の確保、公務災害の未然防止及び快適な職場環境の形成の促進を図るため、冊子・映像教材の作成や研修会の開催など、様々な事業を実施しています。

今回は、調査研究課が担当している「公務災害の現況」、「職場環境改善アドバイザーパ派遣事業」、「作業環境測定士派遣事業」及び「公務災害防止対策アドバイザーパ派遣事業」をご紹介します。各派遣事業は、いずれも地方公務員災害補償基金(以下、「基金」という。)の助成事業として実施しているため、お申込みいただいた地方公共団体の費用負担はありません。目的に合ったアドバイザー（専門家）をご活用いただければ幸いです。

#### ○職場環境改善アドバイザーパ派遣

安全管理士などの専門家が、職場や作業場などを実際に見て歩きながら職場環境を診断し、問題点を見つけて改善に向けたアドバイスを行います。事業場が行う職場巡回に合わせて派遣することも可能です。

#### ○作業環境測定士派遣

作業環境測定士が、労働安全衛生法(作業環境測定基準・作業環境評価基準)に定める方法により室内空気中の化学物質濃度や騒音などを測定・評価し、改善に向けたアドバイスを行います。法令で義務付けられた測定とすることはできませんが、同等の測定結果報告書を作成します。

#### ○公務災害防止対策アドバイザーパ派遣

労働安全コンサルタントなどの専門家が、過去に重大な公務災害が発生している、または発生が危惧される事業場の実際の現場や状況を確認し、公務災害を防ぐためのアドバイスを行います。当該事業場の職員研修(講義・グループワーク)としても活用可能です。

## 第2 公務災害の現況(令和5年度認定分)について

基金が公務災害(通勤災害を除く)として認定した件数をみると、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い様々な活動自粛のあった令和2年度を除き、平成28年度から増加傾向にあり、令和5年度は前年度に比べ1,313件(4.4%)増えて30,975件となっています(図1)。年間の公務災害認定件数が3万件を超えるのは、昭和62年度(31,493件)以来36年ぶりとなります。

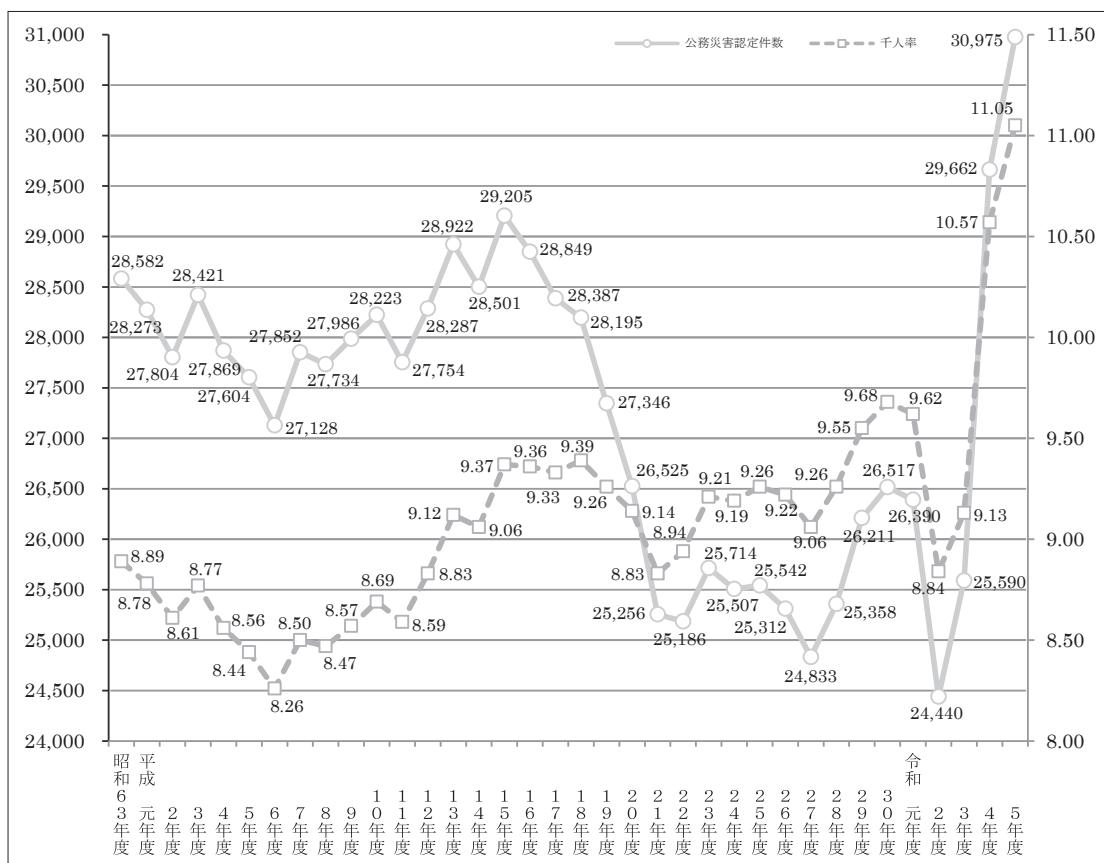
また、「職員千人当たりの公務災害認定件数(千人率)」をみると、平成7年度以降、増減はあるものの緩やかな増加傾向にあり、令和5年度は11.05件で前年度に比べ0.48件(4.5%)増加しています(図1)。

※この調査での千人率、10万人率の算出基礎となる職員数は、「地方公務員給与の実態(総務省調)」及び「地方公共団体定員管理調査結果(総務省調)」によるものであり、一般地方独立行政法人(非公務員型)の職員数が含まれていません。公務災害認定件数には、一般地方独立行政法人職員の災害が含まれているため、実際の千人率及び10万人率と異なります。

※図表は当協会が作成した冊子「公務災害の現況」(令和5年度認定分)から引用。

※各図表中における構成比の数値は、単位未満を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

図1 公務災害認定件数・千人率の推移 (単位：件)



基金による9職種別の職員区分(基金定款別表第2の職員区分による)のうち、事務職などを含む「その他の職員」を除いた公務災害認定件数上位5区分の千人率は「警察職員」が21.31件と最も高く、次いで「清掃事業職員」の20.33件、「義務教育学校職員以外の教育職員」の10.16件などの順になっています(表1)。

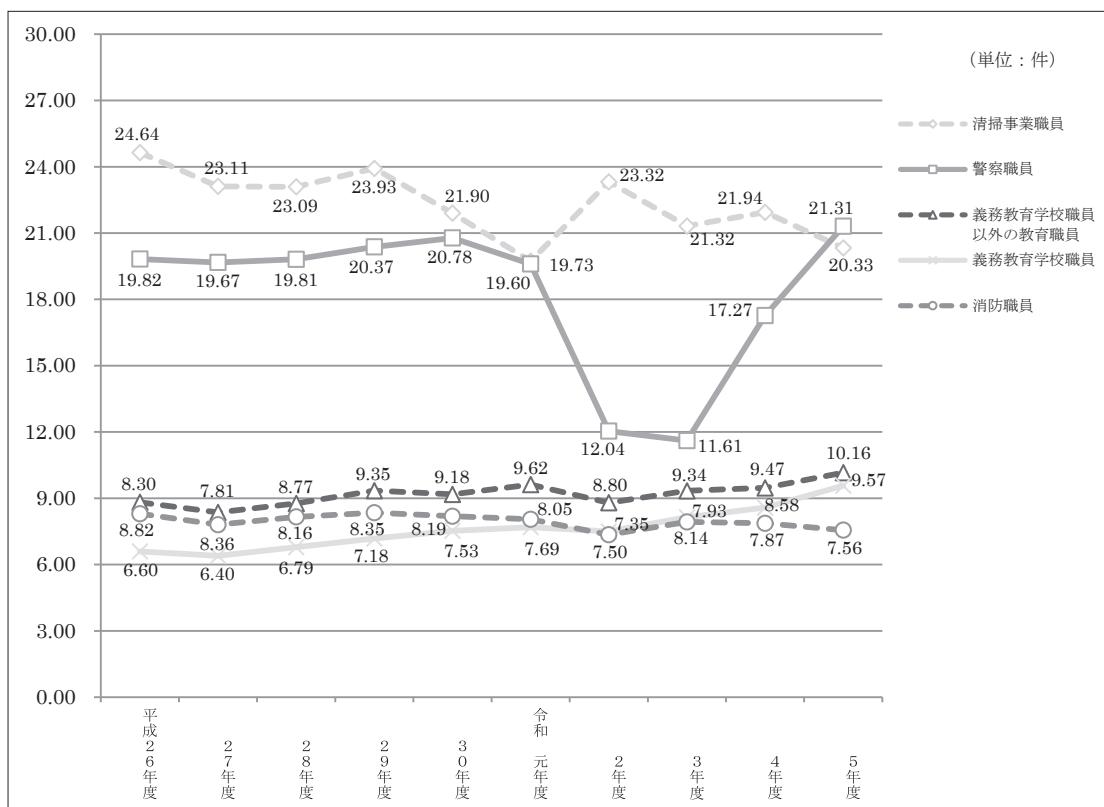
前年度と比較すると、「警察職員」、「義務教育学校職員以外の教育職員」、「義務教育学校職員」は増加し、「清掃事業職員」、「消防職員」は減少しています。(図2)。

表1 主な職員区別公務災害認定件数及び千人率

主な職員区分	対象職員数(人)	公務災害認定件数(件)	千人率(件)
警察職員	287,904	6,136	21.31
清掃事業職員	39,646	806	20.33
義務教育学校職員以外の教育職員	336,430	3,417	10.16
義務教育学校職員	729,633	6,986	9.57
消防職員	163,802	1,239	7.56

※千人率の基礎となる職員数は、総務省「地方公共団体定員管理調査結果」による。

図2 主な職員区別公務災害千人率の推移



傷病区分別にみると、「負傷」が28,294件で全体の91.3%と最も多く、次いで「その他の疾病」の2,064件(6.7%)、「公務上の負傷による疾病」の615件(2.0%)の順となっています。

最も多い「負傷」を、「その他の職員」を除く職員区分別でみると、「義務教育学校職員」が6,719件で負傷全体の23.7%と最も多く、次いで「警察職員」の5,913件(20.9%)、「義務教育学校職員以外の教育職員」の3,216件(11.4%)などの順となっています(表2)。

表2 傷病区分別職員区分別公務災害認定件数 (件)

	義 教 學 職 員	務 育 校 員	義 務 教 育 學 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	警 察 職 員	消 防 職 員	電 ガ ス ・ 水 道 事 業 職	氣 ス ・ 水 道 事 業 員	運 事 職	輸 業 員	清 事 職	掃 業 員	船 員	その 他 の 職 員	合 計
負 傷	6,719	3,216	5,913	1,041	292	145	703	18	10,247	28,294				
公務上の負傷による疾病	151	73	58	39	11	4	46	-	233	615				
その他の疾病	116	128	165	158	18	8	57	3	1,411	2,064				
その他の死亡	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2				
合 計	6,986	3,417	6,136	1,239	321	157	806	21	11,892	30,975				

### 第3 職場環境改善アドバイザー派遣事業について

この事業では、地方公共団体における快適な職場環境の形成を支援するため、知識・経験の豊富な安全管理士や衛生管理士などの専門家が、設備・工程や作業方法の安全性の診断はもちろんのこと、労働安全衛生法などの法令に適合した取組状況等を診断します。それぞれの職場の現況に合わせて具体的なアドバイスが受けられ、個別の質問もお受けします。なお、全国の地方公共団体に広くご利用いただけるよう、同一年度中の利用は1団体につき1プランとさせていただいています。

#### 1 派遣対象事業場

地方公共団体の職員が直接運営する施設等(地方公務員災害補償法が適用となる職員が常時勤務している事業所)であれば全て対象となります。

##### ○施設等の例

清掃センター、浄水場、下水処理場、給食センター、保育園・幼稚園、検査所、研究所、市役所庁舎(執務室)等。

## 2 診断内容

診断箇所に応じて最大2日間のプランを選択することができます。診断と併せて労働安全衛生に関する研修(50名未満対象)を実施するプランもあります(参考1)。

### 参考1 職場環境改善アドバイザー派遣プラン

Aプラン	比較的小規模な事業場(1か所)向け	【所要0.5日】
------	-------------------	----------

半日(概ね3時間程度、以下同じ)で職場診断と講評を行います。

Bプラン	比較的小規模な事業場(2か所)向け	【所要1日】
------	-------------------	--------

1日(概ね6時間程度、以下同じ)で職場診断と講評を行います。(=Aプラン×2回)

Cプラン	比較的小規模な事業場(4か所)向け	【所要2日】
------	-------------------	--------

連続する2日間で職場診断と講評を行います。(=Bプラン×2回)

Dプラン	比較的大規模な事業場(1か所)向け	【所要1日】
------	-------------------	--------

1日で職場診断と講評を行います。

Eプラン	比較的大規模な事業場(2か所)向け	【所要2日】
------	-------------------	--------

連続する2日間で職場診断と講評を行います。(=Dプラン×2回)

Fプラン	比較的小規模な事業場(2か所) + 比較的大規模な事業場(1か所)	【所要2日】
------	-----------------------------------	--------

連続する2日間で職場診断と講評を行います。(=Bプラン+Dプラン)

Gプラン	職場診断(0.5日)と研修	【所要1日】
------	---------------	--------

半日で職場診断を行い、安全衛生に関する研修(50名未満対象)を行います。

Hプラン	職場診断(1.5日)と研修	【所要2日】
------	---------------	--------

連続する2日間で職場診断と安全衛生に関する研修(50名未満対象)を行います。

※小規模…保育園(調理場含む)、公民館など、巡視に概ね2時間程度を要する施設等。

※大規模…浄水場、清掃センターなど、巡視に概ね4時間程度を要する施設等。

## 3 職場環境改善アドバイザー派遣実績

令和6年度は36団体、54事業場に派遣しました。平成8年度の事業開始以来、令和6年度までに延べ723団体、1,329事業場にご利用いただいています。直近10年間

(平成27～令和6年度)の都道府県別利用団体数では、大阪府の34団体が最も多く、次いで新潟県(33団体)、神奈川県(27団体)などの順になっています(表3)。

表3 直近10年間(平成27～令和6年度)の利用団体都道府県別内訳

		都道府県	市	区	町	村	組合	その他	合計						合計	
北海道・東北	北海道	-	14	-	-	1	1	-	16	41	74	31	10	33		
	青森県	-	-	-	-	-	2	-	2							
	岩手県	4	7	-	-	-	-	-	11							
	宮城県	2	1	-	1	-	-	-	4							
	秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-							
	山形県	1	-	-	-	-	4	-	5							
	福島県	-	1	-	1	-	1	-	3							
関東甲信越	茨城県	-	2	-	-	-	2	-	4	105	31	11	6	4		
	栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-							
	群馬県	-	5	-	1	-	-	-	6							
	埼玉県	-	10	-	-	-	1	-	11							
	千葉県	1	3	-	-	-	1	-	5							
	東京都	2	6	8	-	-	-	-	16							
	神奈川県	-	23	-	3	-	1	-	27							
	新潟県	9	24	-	-	-	-	-	33							
	山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-							
	長野県	-	1	-	-	2	-	-	3							
北陸	富山県	1	-	-	-	-	-	-	1	6	2	1	6	1		
	石川県	-	1	-	-	-	-	-	1							
	福井県	-	1	-	-	-	3	-	4							
中部	岐阜県	2	7	-	1	-	-	-	10	29	16	3	1	3		
	静岡県	1	5	-	-	-	-	-	6							
	愛知県	-	13	-	-	-	-	-	13							
		合計	46	218	8	14	5	36	2	329						

直近10年間(平成27～令和6年度)の実施事業場内訳をみると「その他」を除くと「事務」が118か所で最も多く、次いで、「清掃」が75か所、「保育園・幼稚園」68か所、「学校給食調理」50か所などとなっています(表4)。

表4 直近10年間の実施事業場内訳

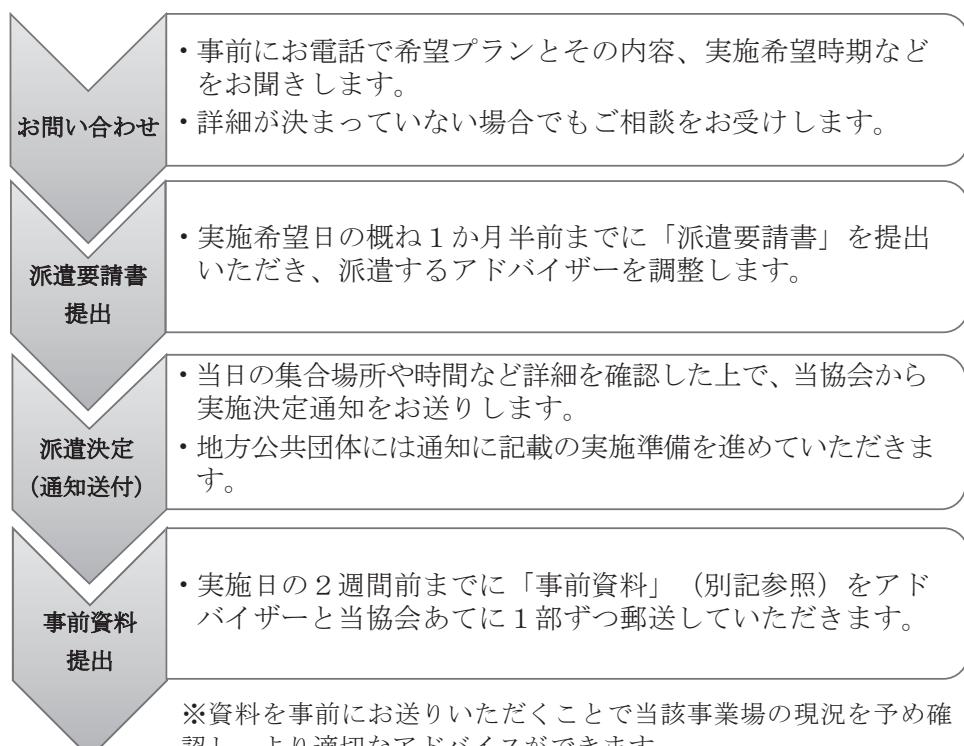
(件)

事業場	年度 平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	合計
学校給食調理	7	11	5	4	5	1	2	4	6	5	50
事務	13	16	19	18	8	3	8	5	15	13	118
清掃	13	17	15	8	3	2	3	3	2	9	75
保育園・幼稚園	11	2	14	6	7	3	5	7	10	3	68
消防	11	1	1	3	1	3	5	-	-	4	33
上下水道	8	3	5	8	4	2	3	8	4	2	43
試験研究機関	3	6	8	3	3	2	1	8	5	8	47
病院	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
その他※	8	17	15	13	15	3	7	8	6	10	102
合計	74	73	83	63	46	19	34	43	48	54	537

※その他：交通・ガス・福祉・牧場・電気・公共施設・土木など

#### 4 職場環境改善アドバイザー派遣事業の流れ

##### (1) お申し込みから実施前日まで



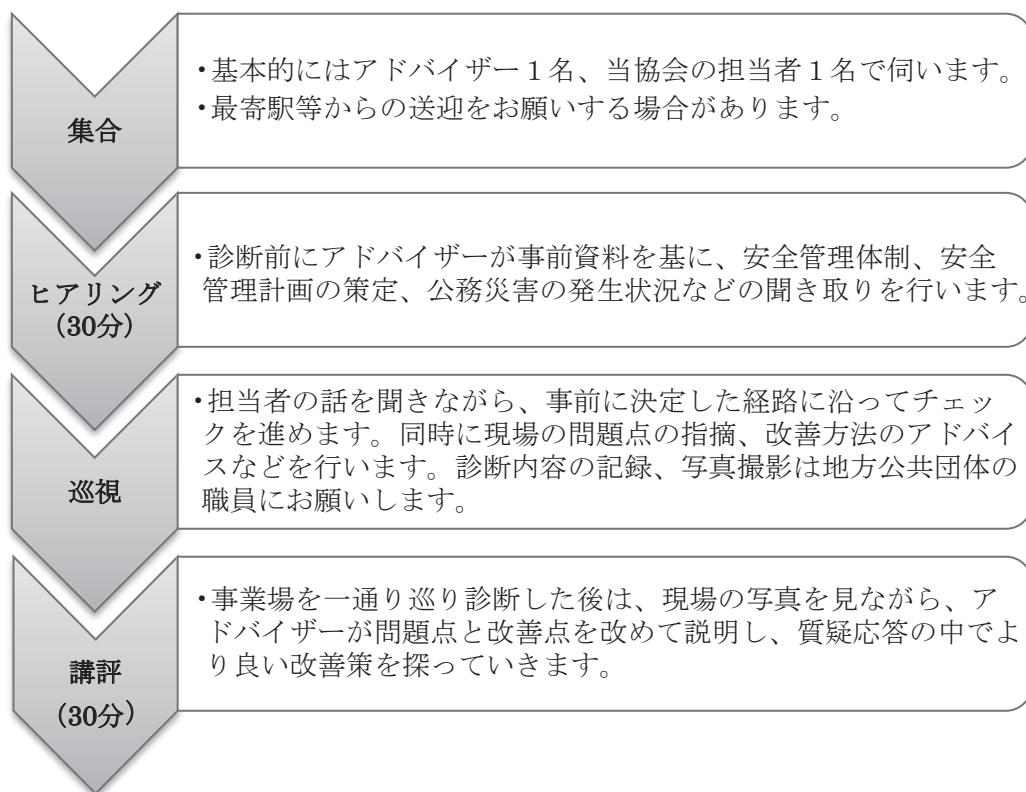
## 職場環境改善アドバイザー派遣事業の事前資料一覧

(※未作成のものは提出する必要はありません。)

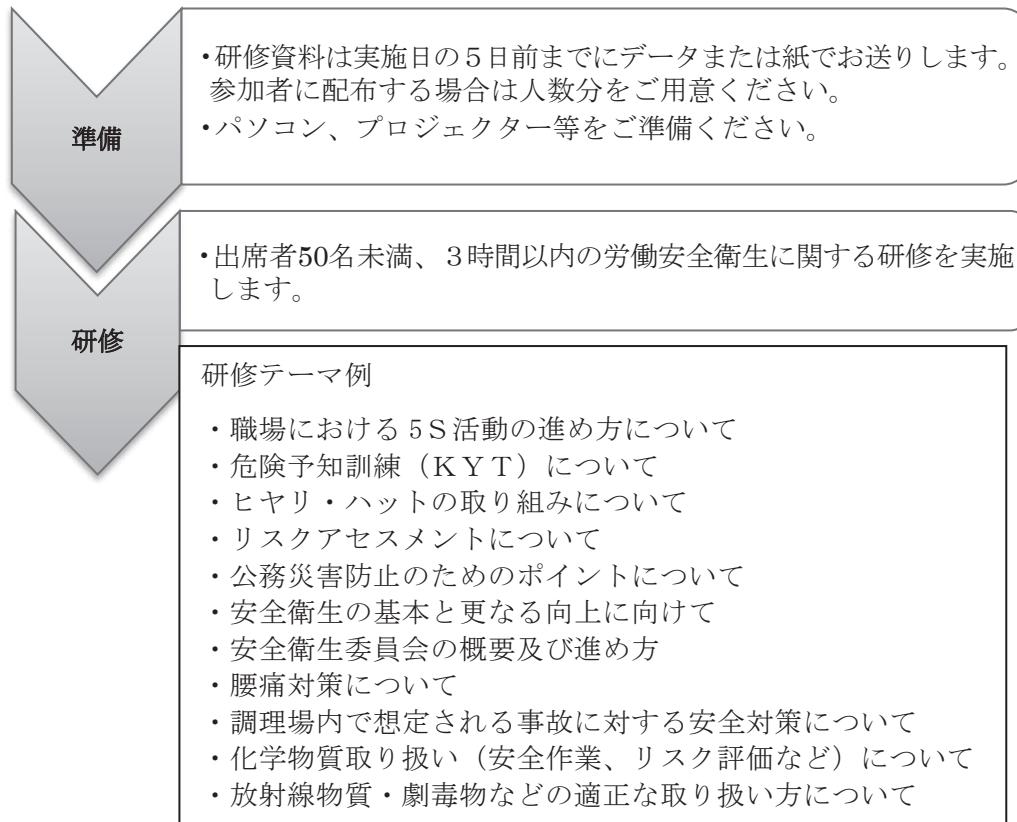
- ①現年度及び過去3年分の公務災害発生状況  
(発生年月、傷病名、被災者の年代、休業の有無、休業期間、発生要因等)
- ②安全衛生に対する基本方針
- ③安全衛生管理計画
- ④安全衛生管理体制 (例規等。事業場における事務分担表に安全衛生に係る役割が明記されたものでも可)
- ⑤安全衛生教育の実施状況 (種別・対象者・内容・時間・指導者等)
- ⑥事業場の概要 (平面図、案内パンフレット等)
- ⑦当日のスケジュール
- ⑧診断経路及びその留意点
- ⑨当日立会者の名簿 (氏名・役職等)
- ⑩主要取扱機械設備、原材料等
- ⑪使用する化学物質等の一覧 (SDS の更新日の記載があるもの)
- ⑫作業手順書の例 (業務内容がわかる資料)

## (2) 実施当日

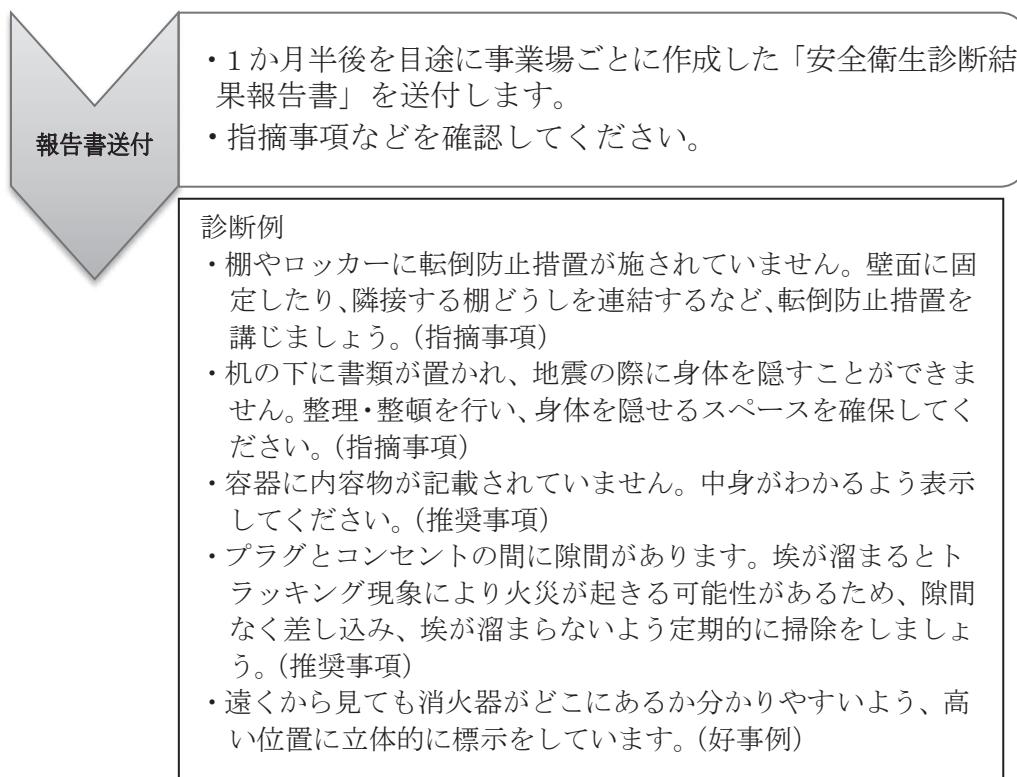
## 職場診断と研修(G プラン、H プラン)の例



(※A～F プランはここまでとなります。)



(3) 実施後





- ・アドバイザー及び当協会への改善報告は必要ありませんが、安全衛生委員会などの報告及び改善を実施してください。
- ・好事例は地方公共団体内の各事業場に水平展開してください。

※改善または検討すべき事項については、他の事業場での同様事例の有無を確認するなど、組織的な対策をお願いします。

#### 第4 作業環境測定士派遣事業について

この事業では、「気温・湿度」、「騒音」、「室内照度」、「化学物質の空气中濃度」などを、専門家である作業環境測定士が専門機器で測定し、結果を報告します。測定結果は、事業場ごとに作成する「作業環境測定結果報告書(証明書)」をお送りしますが、この結果を基に改善策等の講義(職場研修)を行うことも可能です。なお、全国の地方公共団体に広くご利用いただけるよう、同一年度中の利用は1団体につき1回(連続する2日間以内で複数の事業場の測定可)とさせていただいています。

##### 1 派遣対象事業場

地方公共団体の職員が直接運営する施設等(地方公務員災害補償法が適用となる職員が常時勤務している事業所)であれば、業種は問いません。

###### ○対象業種(測定例)

- ・事務(一酸化炭素含有率、騒音等)
- ・上下水道(水質検査等で使用する有機溶剤、特定化学物質等)
- ・土木現場(粉じん濃度、溶接ヒューム等)
- ・試験研究機関(有機溶剤、特定化学物質等)
- ・病院(ホルムアルデヒド、キシレン、エチレンオキシド等)
- ・清掃(騒音、金属の粉じん濃度等)

##### 2 作業環境測定内容

測定する箇所に応じて最大2日間の行程で実施することができます。測定対象物質等が異なる複数の事業場での実施も可能です。また、作業環境測定結果の報告と併せて、90~120分程度の職場研修を行うことも可能です(参考2)。

## 参考2 作業環境測定士派遣プラン

### Aプラン 作業環境測定のみ

測定後概ね1か月後に、作業環境測定結果報告書を送付します。

### Bプラン 作業環境測定、作業環境測定結果報告・研修

測定後1か月以降先の日程で作業環境測定結果報告書をお渡しし、研修を実施します。研修時間はご希望により90分～120分程度を設定します。

研修テーマは次の①～⑨の中から選択いただけます。

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ①事務所環境について            | ②情報機器作業について  |
| ③作業環境測定結果の評価と事後措置について |              |
| ④局所排気装置について           | ⑤保護具の使い方について |
| ⑥簡易測定器を用いた環境評価について    |              |
| ⑦化学物質のリスクアセスメントについて   |              |
| ⑧騒音について               | ⑨熱中症対策について   |

## 3 作業環境測定士派遣実績

令和6年度は9団体、12事業場に派遣しました。令和3年度の事業開始以来、令和6年度までに、延べ18団体、22事業場にご利用いただいています(表5)。

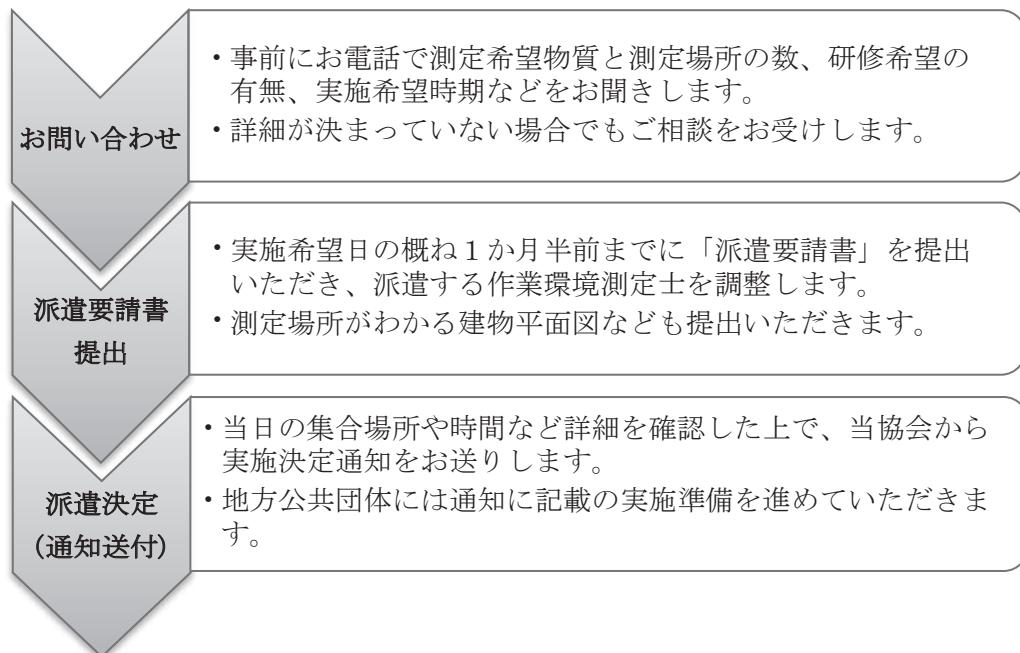
※令和3年度(事業初年度)は派遣実績なし

表5 作業環境測定士派遣事業所数

事業所所在地	令和4	令和5	令和6	合計
北海道	1			1
宮城県		1	1	2
山形県			1	1
福島県	1		1	2
茨城県			1	1
栃木県		1		1
埼玉県	1			1
千葉県		1		1
神奈川県	1		1	2
岐阜県		1	1	2
愛知県			1	1
三重県			3	3
兵庫県		2		2
奈良県			2	2
合 計	4	6	12	22

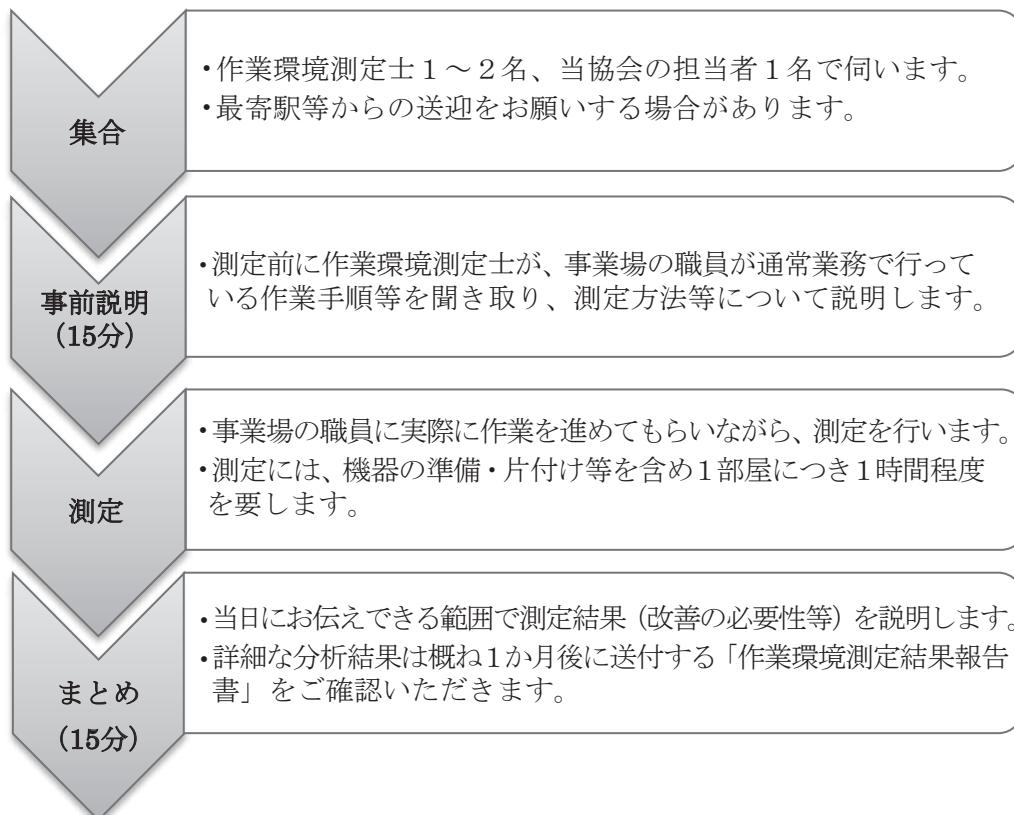
#### 4 作業環境測定士派遣事業の流れ

##### (1) お申し込みから実施前日まで



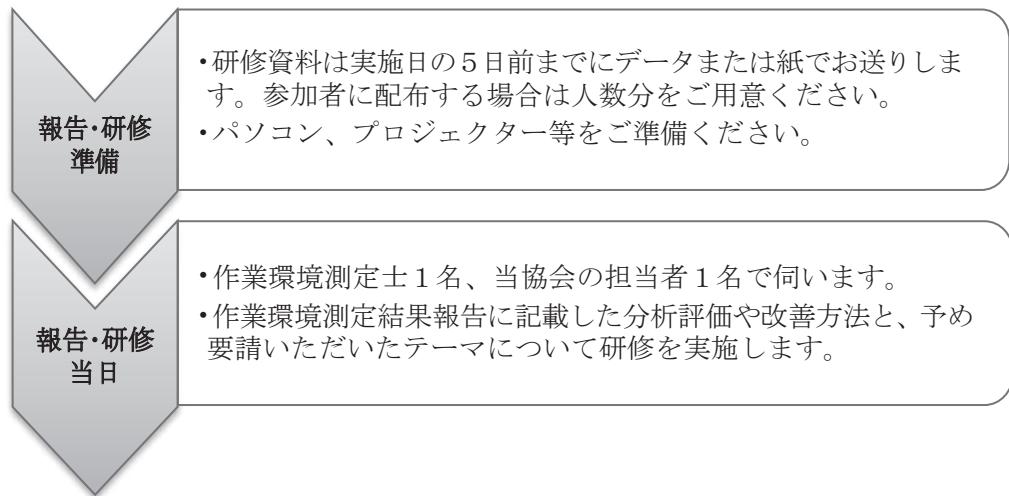
##### (2) 実施当日

###### 作業環境測定と研修(B プラン)の例



(※Aプランはここまでとなります。)

(※作業環境測定実施日から概ね1か月後に「報告・研修」実施)



(注1) この事業による作業環境測定を、地方公共団体における法定の作業環境測定とすることはできません。

(注2) 労働安全衛生法施行令第21条第6号の放射線業務を行う作業場のうち、電離放射線障害防止規則第53条(作業環境測定を行うべき作業場)第2号、第2の2号及び第3号(放射性物質の濃度に関する測定)には対応しません。

## 第5 公務災害防止対策アドバイザー派遣事業について

この事業では、過去に死亡災害などの重大な公務災害が発生した事業場や、近年連続して公務災害が発生している事業場等に労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントを派遣し、公務災害発生の現場や状況を確認した上で公務災害防止対策をアドバイスします。事業場内の職場研修(講義、グループワーク)として活用することも可能です。なお、全国の地方公共団体に広くご利用いただけるよう、同一年度中の利用は1団体につき1回とさせていただいています。

### 1 派遣対象事業場

地方公共団体の職員が直接運営する施設等(地方公務員災害補償法が適用となる職員が常時勤務している事業所)であれば業種を問わず、以下の要件に該当する場合に対象となります。

#### ○対象要件

- ・過去に死亡災害等重大な公務災害が発生した事業場
- ・近年連続して公務災害が発生している事業場
- ・公務災害の発生が危惧されている事業場

- ・その他公務災害防止のため専門的なアドバイスを必要としている事業場

## 2 事業内容

アドバイス(講義等)は、原則として3時間以内とし、ご希望のテーマに応じた災害発生原因や再発防止策、安全衛生管理の考え方などについて解説します。

特定の分野の専門家など当協会でアドバイザーをご紹介できない場合には、地方公共団体でお探しいただく必要があります。地方公共団体でお探しいただいた際の謝金等は、当協会規定の範囲でお支払いいたしますが、規定の金額を超える部分は地方公共団体のご負担となります。なお、メンタルヘルス対策に関するテーマは対象外です。

## 3 公務災害防止対策アドバイザー派遣実績

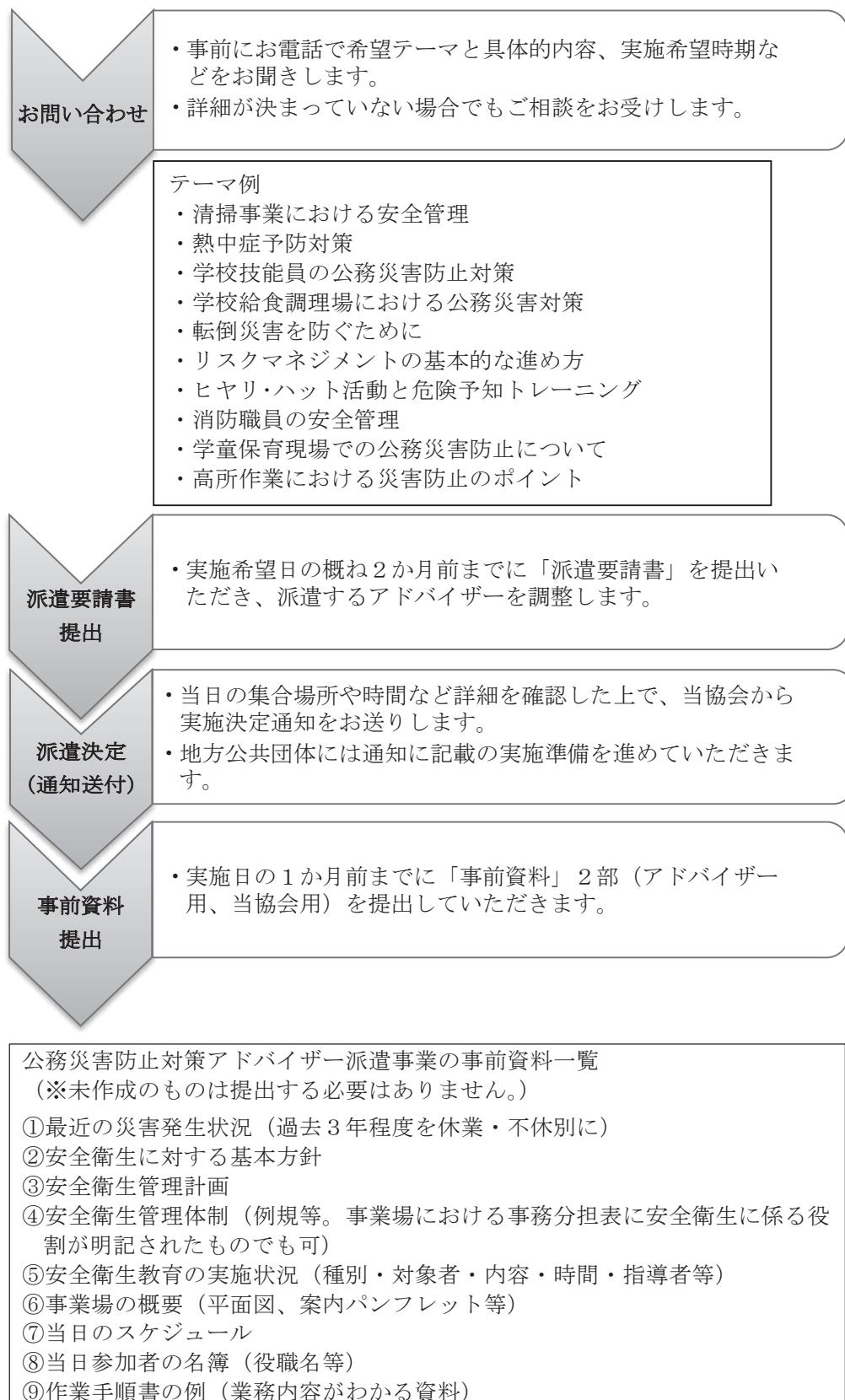
令和6年度は11団体(11事業場)に派遣しました。令和3年度の事業開始以来、令和6年度までに、延べ28団体(28事業場)にご利用いただいています(表6)。

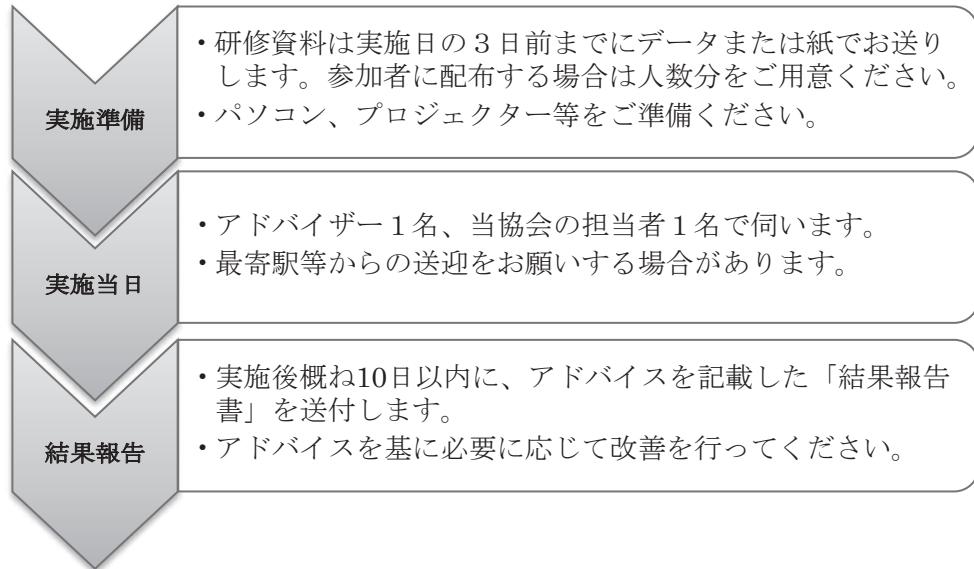
表6 公務災害防止対策アドバイザー派遣事業所数

事業所所在地	令和3	令和4	令和5	令和6	合計
北海道				2	2
岩手県		1			1
埼玉県			2	1	3
東京都	1		1	4	6
神奈川県	1	1	1		3
新潟県	1		1	1	3
長野県	1				1
静岡県			1		1
愛知県	1	1		1	3
京都府	1			1	2
大阪府				1	1
福岡県			1		1
熊本県		1			1
合 計	6	4	7	11	28

#### 4 公務災害防止対策アドバイザー派遣事業の流れ

お申し込みから実施終了まで





## 第6 おわりに

地方公共団体で発生、認定された公務災害は増加傾向にあります。公務災害を減らすためには、職員一人一人が自分の職場の災害リスクを正しく理解し、不安全な行動をしないよう常に心掛けて業務に当たることが大切です。当協会が実施する「職場環境改善アドバイザー派遣事業」、「作業環境測定士派遣事業」、「公務災害防止対策アドバイザー派遣事業」を継続してご利用いただき、事業場の安全衛生教育の一環として取り入れていただいている団体もあります。これらの派遣事業は、同一年度中に併用してご利用いただけますので、職場の状況に合わせてご活用いただき、職場環境改善の一助としていただければ幸いです。各事業の詳細は、当協会ホームページでもご案内しております。利用方法などの相談を含め、いつでもお気軽にお問い合わせください。

当協会は、今後も基金と連携しながら、皆様の公務災害防止に係る取り組みを支援するため、様々な事業を展開して参りたいと考えております。各地方公共団体の皆様には、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 調査研究課

電 話 : 03-3230-2021

E メール : choken@jalsha.or.jp

ホームページ :

jalsha